**平成２５年（フ）第１９７３号**
愛知県大府市長草町亀池45番地の２　ヤードヒル201号
債務者　井上　義章
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４３号**
青森県八戸市沼館２丁目16番７号　滝沢アパート１号、前住所青森県八戸市大字根城字馬場頭15番地43　松園ハイツ102
債務者　田名部敏明
１　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第１４６号**
青森県八戸市諏訪３丁目16番19号　桃李荘２号室、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東５丁目９番地2135
債務者　東野みつゑ
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第２１５号**
青森市大字羽白字沢田503番地３　メゾンウィングＡ―101
債務者　秋谷　直巳
１　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第６８号**
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田64番地20　コーポヨナガ３号
債務者　水口　敏彦
１　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第１７４２号**
名古屋市港区野跡１丁目４番３―101号　稲永宿舎、従前の住所愛知県豊橋市大山町字西大山22番地
債務者　金田　仁孝
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１９９７号**
名古屋市天白区古川町86番地　ＮＯＮＡＭＩハウスＡ棟303号
債務者　佐藤　三起
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３３３号**
和歌山市加納148番地の３　ヤマイチＰＬＡＺＡシカゴ106号
債務者　水原　由美
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３５７号**
和歌山市福島298―２　小畑住宅２号
債務者　宮田　　智
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３５８号**
和歌山市福島298―２　小畑住宅２号
債務者　宮田　勝嗣
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３５９号**
和歌山市坂田604番地の２
債務者　浦中　晴美
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３６０号**
和歌山市永穂227番地の２
債務者　玉置　敦子(旧姓佐々木・吉水・青木)
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７９号**
和歌山市粟434番地　乾住宅北棟105号室
債務者　杉山美代子（旧姓芦原）
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８２号**
和歌山市加太424番地　小嶋又一方、住民票上の住所和歌山市古屋507番地の69
債務者　楠本　礼子（旧姓阪口）
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第２８８号**
和歌山市市小路58番地の２　メゾンかんのんじＣ１
債務者　稲井　陽子（旧姓増田）
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第１０８号**
栃木県小山市大字松沼706番地３、開始決定時の住所栃木県小山市八幡町１丁目10番19号
破産者　森田　勝夫
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第１０９号**
栃木県小山市大字松沼706番地３、開始決定時の住所栃木県小山市八幡町１丁目10番19号
破産者　森田れい子
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部